

I C T拠点施設設計業務委託プロポーザル実施要領

1 主旨

I C T活用地域産業振興事業で整備を計画している I C T拠点施設に係る基本設計、実施設計を行うに当たって、事業の目的を達成するためにふさわしい拠点施設の設計業務に係る優先交渉権者を、公募により選定するために実施するものです。

2 当該プロポーザルの概要

(1) 業務名

I C T拠点施設設計業務（基本設計・実施設計）

(2) 主催者

（一財）松本ものづくり産業支援センター

〒390-1242 松本市大字和田字南西原 4010 番 27

電話 0263-40-1000 Fax 0263-40-1001

E-mail:mitsui@m-isc.jp（担当：三井）

(3) 協力

松本市商工観光部商工課

(4) 業務内容

別紙1「I C T拠点施設設計業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務期間

契約の日から平成31年2月28日まで

(6) 契約限度額

11,870千円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 内容

本プロポーザルは、I C T活用地域産業振興事業の目的達成にふさわしい拠点施設の設計提案を広く求め、I C T拠点施設設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で最優秀者を決定した後、その者と施設の設計（基本設計及び実施設計）の業務委託契約を締結するものです。

また、本件受注者には、平成31年度に実施するI C T拠点施設改修工事の監理業務委託についても、優先的に契約締結交渉を行うものとします。

なお契約締結後、設計を進めるにあたって、提案内容の拘束を受けるものではありません。

3 事業の概要及び参考資料

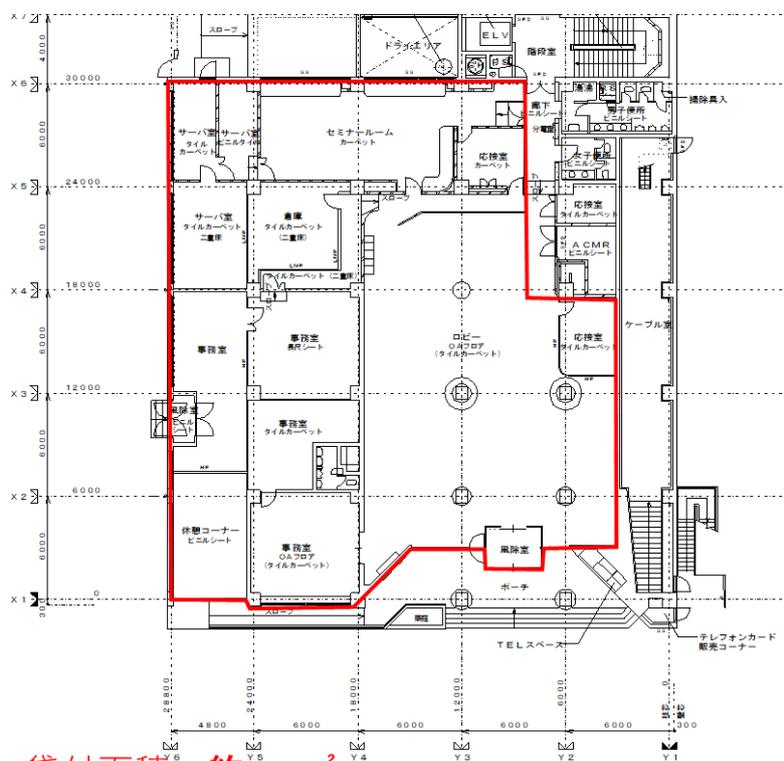
(1) 物件の概要

ア 位置

松本市大手3丁目3番9号 NTT東日本大名町ビルの一部

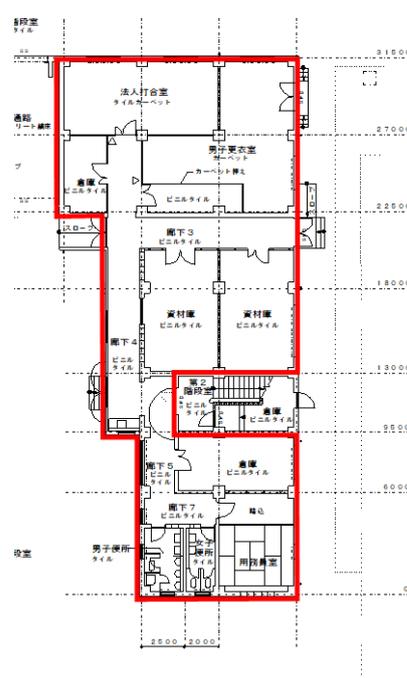
イ 想定する事務室及び規模

(イ) 2棟、1棟図面
【第2棟】



貸付面積：約680m²

【第1棟】



貸付面積:約328m²

(3) ICT活用地域産業振興事業の目的と概要

ア 今後、ますます需要が高まるICT技術を活用できる人材育成を通して、既存企業・事業者の生産性・収益性の向上、販路拡大などの推進を図るとともに、ICT人材による新しいアイデア・ビジネスの発現を促し、その取組みを支援します。また、子どもを対象としたICT教育を通じ、長期的なICT人材の育成と、地元地域に対する愛着形成の醸成を図ります。

イ これまで子育てや家族の介護など、様々な理由により就労に結び付かなかった人材の活用のため、ICTを活用した新しい働き方の浸透を図ります。

ウ 上記の目的を実現するため、新たなアイデア、ビジネス発現の拠点となるコワーキングスペース、働き方改革の拠点となるテレワークオフィスを整備します。また、企業のサテライトオフィスの併設、誘致を行い、地域産業の振興・雇用の促進を図ります。

(4) 参考資料

ア 松本市工業ビジョン

イ 地域再生計画「松本広域圏しごと創生事業計画」

ウ ICT活用地域産業振興事業 調査報告書

4 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 実施要領の公開 | 平成30年7月11日(水) |
| (2) 施設内覧 | 平成30年7月17日(火) 午前10時～ |
| ※ 予備日 | 平成30年7月20日(金) 午前10時～ |
| (3) 質疑締め切り | 平成30年7月25日(水) |
| (4) 質疑回答 | 平成30年8月2日(木) |
| (5) 参加表明書提出期限 | 平成30年8月6日(月) |
| (6) 予備審査結果通知 | 平成30年8月9日(木) |
| (7) 提案書提出期限 | 平成30年8月20日(月) |
| (8) ヒアリング審査 | 平成30年8月28日(火) |
| (9) 選定結果通知 | 平成30年8月末まで |
| (10) 契約 | 平成30年9月上旬 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者「以下、「参加者」という。」の資格要件等は、次のとおりとします。

- (1) 実施要領の公開日において、松本広域圏しごと創生事業計画の区域（松本市・塩尻市・安曇野市）に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有すること。
- (2) 設計共同企業体（JV）を組成し応募する場合は、JVの構成員全てが上記(1)に規定する登録を有すること。また、JVの出資比率最小限度基準は20%とする。
- (3) 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 市税、国税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと。
- (6) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

6 施設内覧

施設内覧を希望する者は、7月13日（金）17時までに電話にて内覧を希望する旨連絡をすること。

7 参加表明書・提案書の提出

参加者は、次に掲げる書類を作成し、期日までに（一財）松本ものづくり産業支援センター事務所に提出するものとする。

- (1) 参加表明書等の作成
 - ア 参加表明書（様式第2号）

- イ 事業所概要（様式第3号）
- ウ 業務実績書（様式第4号）
- エ 実施体制図（様式第5号）
- オ 配置予定技術者等の経歴等（様式第6号）
- カ 共同企業体の特徴（様式第7号）
- キ 業務実施体制（様式第8号）

(2) 参加表明書等提出部数

製本1部、写し15部

(3) 参加表明書等提出期限

平成30年8月6日（月）17時まで

(4) 予備審査結果通知

参加表明書に基づき、選考基準を満たした応募者かつ、予備審査基準により上位概ね5者を選定し、提案見積書の提出要請を行います。要請を受けた応募者は、提案見積書を期日までに提出してください。

(5) 提案見積書の作成

提案見積書（様式第9号）

(6) 提案見積書提出部数

製本1部、写し15部

(7) 提案見積書提出期限

平成30年8月20日（月）17時まで

(8) 作成留意点

ア 各様式は、（一財）松本ものづくり産業支援センター及び松本市ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

ウ 提案書はすべて片面使用とする。

エ 提案書の文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

オ 理由の如何にかかわらず、提出期限を過ぎての書類の追加及び修正は認めない。

(9) 質疑応答

ア 提案に関する質問は、質問書（様式第1号）により、持参、郵送又は電子メール（必ず、担当者まで送信した旨の電話をすること。）で行う。

また、施設に関する疑義については、施設内覧時における質疑での対応とする。ただし、事務手続きに関する質問は、随時応じる。

イ 質問の受付期限

平成30年7月25日（水）17時まで

ウ 質問に対する回答

平成30年8月2日（木）までに回答をまとめ、（一財）松本ものづくり産業支援センターホームページで公開予定。

8 審査

(1) 審査方法（選定手順）

ア 手順

プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は5者程度を上限に行う。ただし、参加者が5者を大きく超えた場合は、参加者の業務実績等を勘案しながらヒアリング審査の対象者を選定する予備審査を行うこととする。

イ 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、松本市ICT人材育成プラットフォーム委員並びに松本市役所関係職員等で構成する審査委員会で審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 実施日時

平成30年8月28日（火）

イ 実施場所

（一財）松本ものづくり産業支援センター1階 研修室2

ウ 出席者

総括責任者又は業務担当者とし、合計2名までとする。

なお、出席者は、参加時に身分証明書等を持参すること。

エ 実施内容

(ア) 提案書の内容についての説明を出席者が行い、その後、審査員から質問をする。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて30分以内とし、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。

(ウ) ヒアリング順は、参加表明書の受付順とする。

オ 利用できる機材

(ア) プロジェクター

(イ) パソコン

- ・利用する場合は、データーを当日CD等により持参すること。
- ・パソコンの持ち込みは不可とする。

カ その他

(ア) 時間、場所等詳細については、別途、参加者に通知する。

(イ) 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

9 選定

(1) 審査項目

別紙2「審査項目について」のとおり

(2) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。
イ 技術評価点は、審査委員ごとに参加者の得点を計算し、全審査委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。

(13 (審査委員の人数) × 5) × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格)

エ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、同点得点者が生じた場合は、A評価が最も多い者を上位とする。

(3) 技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 審査委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合

オ 「2-(6)」の契約限度額を超えた場合

(5) 審査結果は、提案書提出者全員へ書面により通知する。

10 契約の締結

契約候補者として選定した者と（一財）松本ものづくり産業支援センターが協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 その他

(1) 提出された書類等の返却は行わない。

(2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。

(3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。

(4) 参加者名及び契約者名については、契約締結後に公開を予定している。

(5) 技術提案等の作成、提出並びにヒアリングに要する費用については、参加者負担とする。

(6) 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、指名した業者を対象に再提案を求める。

(7) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合には、当該参加者の了解が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。

(8) 参加者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。